

高齢者の所得税法、地方税法上の

障害者控除の認定

65歳以上の要介護認定者が対象
1月19日(月)から発行

市では、平成26年分所得税確定申告の「所得税、地方税法上の障害者控除」を受ける人を対象に、申請に基づき障害者控除対象者の認定を行い、「障害者控除対象者認定書」の交付を1月19日(月)から始めます。対象となるのは、身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上で要介護認定(要介護1～要介護5)を受けている人で、国が定める「障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)判定基準」および「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」に基づき、要介護認定調査の「日常生活自立度」などの情報をもとに、市の判断基準によって認定された人です。



申請方法

あらかじめ要介護認定者の同意を得て、困介介護高齢課または困保健康福祉課の窓口を用意してある申請書に必要事項を記入して提出してください。

なお、障害者控除対象者認定申請書は、市ホームページの「各種申請書ダウンロード」の介護保険コーナーからも印刷ができます。持ってくるもの▼申請者の印鑑をお持ちください。

国民健康保険の

出産育児一時金について

国民健康保険に加入している人が出産(妊娠85日以上の死産・流産も含む)したときに支給される出産育児一時金の額が平成27年1月1日の出産分から見直されました。

出産育児一時金本体の額が現行の39万円から40・4万円に引き上げられ、加算分(分娩機関などが支払う産科医療補償制度における掛金相当分)が現行の3万円から1・6万円に引き下げられました。(総額は42万円で従前と同じ)

※平成27年1月1日の出産分から適用(申請した日ではありません)

※出産した人の国保加入期間が6カ月未満の場合は、以前加入していた保険からの支給となる場合があります。

《計算例》

- 産科医療補償制度に加入している医療機関などで出産した場合であり、かつ、在胎週数が第22週以降の出産である場合

平成26年12月31日までの出産：39.0万円+3.0万円(加算分)=42.0万円

平成27年1月1日以降の出産：40.4万円+1.6万円(加算分)=42.0万円

- 上記に該当しない出産の場合

平成26年12月31日までの出産：39.0万円

平成27年1月1日以降の出産：40.4万円

問合せ▶困国保年金課国保係 (☎内線1113・1114)